

全国精神衛生連絡協議会

会報

昭和47年9月

第12号

目次

昭和48年度精神衛生関係予算概算要求の概要	2頁
昭和48年度精神衛生関係予算要求概要	2頁
精神衛生全国大会の開催	4頁
第20回精神衛生全国大会ならびに関連行事日程	4頁
(参考)	
全国精神衛生連絡協議会規約	5頁
事務局だより	6頁
統計資料	
精神病床数・入院患者数等現状	7頁

昭和48年度精神衛生関係予算概算要求の概要

厚生省では去る8月22日・23日の省議において昭和48年度予算の概算要求内容が決定され、大蔵省に要求書類が提出された。

精神衛生関係予算については概要次のとおりであるが、来年度ではとくに、1.全国規模の精神衛生実

態調査の実施、2.精神衛生関係団体の活動強化、3.精神病院等施設整備の促進等に重点がおかれているが、その他精神衛生制度等に関する調査費についても要求されている。

昭和48年度精神衛生関係予算要求概要

(単位千円)

事 項	昭和47年度 子 算 額	昭和48年度 要 求 額	差 引 増△減額	備 考
1. 精神衛生対策費	2,306	2,306	0	本省関係費
2. 精神衛生対策推進費	12,098	66,146	54,048	
(ア) 精神衛生相談員資格認定講習会費	1,156	1,598	442	107人 34日間(204時間)
(イ) 精神衛生実態調査費	2,231	45,806	43,575	800地区 45,280世帯
(ウ) 精神衛生思想普及費	2,000	8,821	6,821	(社)日本精神衛生連盟委託 全国大会費、精神健康推進事業費
(エ) 精神病院技術職員等研修費	5,000	7,145	2,145	(社)日本精神病院協会委託 8地区 3日間 4コース
(オ) 児童精神医学研修費	1,711	2,776	1,065	10人 4ヵ月間
3. アルコール中毒対策費	3,255	7,412	4,157	
(ア) アルコール中毒対策思想普及費	3,255	3,255	0	麻薬禍等撲滅啓発宣傳費
(イ) アルコール中毒対策助成費	0	4,157	4,157	研修会費・全国大会開催費等
4. 優生保護対策費	2,139	2,139	0	優生保護指定医講習会費 年1回 8地区
5. 中央優生保護審査会費	160	160	0	
6. 優生手術費交付金	10,044	10,592	548	
7. 精神病院等施設整備費補助金	229,036	560,490	331,454	
7.(ア) 精神病院施設整備費補助金	191,223	507,510	316,287	地方公共団体立(補助率1/2) 新設 150→300床 増設 300→500床 改築 300→500床 作業療法棟 0→932床相当 非営利法人立(補助率1/3) 増設 50→50床 改築 40→100床 作業療法棟 0→152床相当 合 計 病床分 840→1,450床 作業療法棟 0→1,084床相当 (病床1㎡当り単価) 32,738円→45,100円

(イ) 精神衛生センター施設整備費補助金	37,813	52,980	15,167	(補助率1/2) A級 1ヶ所→1ヶ所 B級 3ヶ所→3ヶ所 計 4ヶ所→4ヶ所 (単価1㎡当り) 32,738円→45,870円
8. 精神衛生費補助金	50,885,082	53,199,171	2,314,089	
(ア) 措置入院費補助金	49,251,142	50,722,753	1,471,611	(補助率8/10) 79,560人→77,570人 (医療費年額単価) 782,637円→825,288円
(イ) 通院医療費補助金	1,291,747	1,847,544	555,797	(補助率1/2) 73,700人→88,500人 (医療費月額単価) 5,850円→6,903円
(ウ) 同意入院費補助金	222,198	437,422	215,224	交付先 沖縄県 (補助率8/10) 1,102人→1,497人 (医療費年額単価) 782,637円→825,288円
(エ) 法施行事務費補助金	64,301	96,614	32,313	(補助率1/2)
(オ) 精神衛生センター運営費補助金	39,202	77,130	37,928	(補助率1/3) 32ヶ所→33ヶ所 デイケア 3ヶ所→6ヶ所 対象定員 94人→110人
(カ) 精神障害回復者社会復帰施設運営費補助金	16,492	17,708	1,216	(補助率1/2) 川崎市
9. 精神病院等設備整備費補助金	7,165	53,317	46,152	
(ア) 精神病院設備整備費補助金	1,911	21,546	19,635	(補助率1/2非営利法人立1/3) (単価1床当り) 8,500円→19,000円 (作業療法棟1床当り単価) 0円→25,000円
(イ) 精神衛生センター設備整備費補助金	5,254	8,050	2,796	(補助率1/2) (一ヶ所当り単価) A級 3,800,000円→5,000,000円 B級 2,500,000円→3,700,000円
10. 精神病院施設整備費補助金(沖縄分)	0	22,325	22,325	(沖縄開発庁計上) (補助率 3/4 50床)
11. 精神衛生制度改善検討費計	0	1,396	1,396	(本省費)
(保健所予算に組入れたもの)	51,151,285	53,925,454	2,774,169	
12. 精神衛生対策費合計	41,063	69,948	28,885	(補助率34/100)
合計	51,192,348	53,995,402	2,803,054	

精神衛生全国大会の開催

毎年開催される精神衛生全国大会は、精神衛生思想普及のための集大成として社団法人日本精神衛生連盟の主催で実施されてきたが、本年は厚生省等と共催のもとに第20回大会として高松宮殿下の御臨席をえて11月8日より3日間熊本市において開催されることとなっている。

今回は特に精神衛生事業の功労者（個人・団体）に対する厚生大臣表彰が日本精神衛生連盟会長表彰と同時に初めて実施されることとなり、多彩な行事が展開されるものと予想される。

この大会の関連行事及び日程は次のとおりである

が、この行事の一つとして全国精神衛生連絡協議会の理事会ならびに総会が開催されることとなっているので多数会員の参加を期待している。本年は特に役員改選期でもあり、また今後の事業活動の推進等について協議されることとなっている。

なお、議題は次の予定である。

1. 昭和46年度事業報告及び経理報告について
2. 昭和47年度事業計画及び歳入歳出予算(案)について
3. 役員改選について
4. その他

第20回精神衛生全国大会ならびに関連行事日程

日	時	行 事	場 所	主 催
昭和47年 11月8日 (水)	12:00~16:30	全国精神障害者家族会	市民会館 大ホール	全国精神障害者 家族連合会
	13:30~16:30	全国精神衛生 連 絡 協 議 会	理 事 会 13:30~14:30 市 民 会 館 第 6 会 議 室	全 国 精 神 衛 生 連 絡 協 議 会
9:30~12:30		全国精神衛生センター所長 及び精神衛生相談所長会議 全国精神衛生センター及び 精神衛生相談所研究協議会	郵便貯金会館 大会議室	全国精神衛生センター所長 及び精神衛生相談所長会
	11月9日 (木)	10:30~12:30	全国指定病院長会議	市民会館 大会議室
13:30~16:30		公開座談会 「日本人のこころ」 司会者 東大教授 土居健郎	市民会館 大ホール	日本精神衛生連盟 九州精神衛生協議会 熊本県精神衛生協会 熊本県医師会 熊本県・熊本市
11月10日 (金)	10:00~11:45	精神衛生鑑定医会議 テーマ 「老人の精神障害の鑑定について」	郵便貯金会館 ホー ル	厚 生 省
	12:25~12:55	郷 土 芸 能 (山鹿市、燈籠踊り)		厚 生 省 日 本 精 神 衛 生 連 盟
	13:00~14:30	大会式典		九州精神衛生協議会

11月10日 (金)	14:30~16:00	第20回精神衛生全国大会	特別講演 「人類と文明」 講師 岐阜大学長 今西錦司	市民会館 大ホール	熊本県精神衛生協会 熊本県医師会 熊 本 県 市 熊 本 市
---------------	-------------	--------------	-------------------------------------	--------------	---

全国精神衛生連絡協議会規約

(昭和43年11月12日決定)

(目 的)

第1条 この会は、都道府県精神衛生協会又は協議会（以下「地方精神衛生協議会」という。）間の連絡を図り、もって精神衛生の普及発展に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国精神衛生連絡協議会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、当分の間厚生省公衆衛生局精神衛生課に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 地方精神衛生協議会間の連絡。

(2) その他第1条の目的を達成するため必要な事業。

(会 員)

第5条 この会の会員は、地方精神衛生協議会とする。

(役員の種類及び数)

第6条 この会に、次の役員を置く。

理 事……………30名以内

内会長……………1名

副 会 長……………2名

常務理事……………10名以内

評議員……………76名以内

監 事……………2名

(役員を選任方法)

第7条 理事の選任方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方精神衛生協議会の協議により当該地区内の一都道府県を当番県として選定し、各当番県の地方精神衛生協議会の役員のうちから理事となる者各2名（当該地方精神衛生協議会の役員のうち当該都道府県の精神衛生関係行政機関の職員が含まれている

場合には、うち1名は当該職員をもってあてるとする。)を選定する。

(2) 前号の理事のほか、精神衛生に関し学識経験のある者14名以内を前号の理事の同意を経、かつ総会の決議を得て理事として選任する。

2. 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。
3. 評議員は、地方精神衛生協議会（当番県の地方精神衛生協議会を除く。）の役員のうちから評議員として選任された者各2名をもってあてる。この場合において第1項第1号かつこ書の規定を準用する。
4. 監事は、地方精神衛生協議会の役員のうちから総会の決議により選任する。
5. 理事、評議員及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

- 第8条 会長は、この会を統轄し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
3. 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して常務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
5. 評議員は、総会の構成員となり、付議事項を審議する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(任期満了等の場合の取扱)

第10条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なうものとする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、総会及び理事会の推せんにより、

会長が委嘱する。

(幹事)

第12条 この会に幹事若干名を置くことができる。

2. 幹事は、精神衛生に関し学識経験ある者につき会長が委嘱する。

3. 幹事は、会長の諮問に応じ、この会の事業全般に関する企画の策定に従事する。

(会議)

第13条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。

2. 総会は、役員をもって構成し、毎年1回以上これを開催する。

3. 理事会及び常務理事会は、必要の都度会長がこれを召集し、議長となる。

(財政)

第14条 この会の経費は、地方精神衛生協議会の分担金その他の寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(職員)

第16条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

(細則)

第17条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

別表

地区	所属する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
	新潟県
関東甲信	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都
	神奈川県 山梨県 長野県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県 富山県 石川県
	福井県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県
九州	鹿児島県 沖縄県

[事務局だより]

1. 事務担当者の異動

本年5月1日付で次のとおり異動がありましたのでお知らせします。

新 田村 匡 (前栄養課補佐より)

石井啓雄 (前栄養課健康指導係長より)

なお、前任者西尾充氏は公衆衛生局企画課補佐に、野口俊一氏は国立金沢病院庶務課長にそれぞれ栄転されました。

2. (社)日本精神衛生連盟の事務局移動

従来厚生省公衆衛生局精神衛生課内に質的に事務所をおきましたが9月より下記に移り新たに事務局長として堀場平八郎氏が就任されましたのでお知らせします。

記

東京都新宿区弁天町91(財)神経研究所内
〒162 TEL.03-260-4 0 7 4

精神病床数・入院患者数等現状 (47. 4. 30現在)

	人口(千人) (46.10.1)	月末病床数	月末在院患者数	月末在院措置患者数	人口万対病床数	月末在院患者に占める措置患者率	人口万対措置患者数	病床利用率
1 北海道	5,188	14,369	15,350	3,200	27.7	20.8	6.2	106.8
2 青森	1,428	3,594	3,748	827	25.2	22.1	5.8	104.3
3 岩手	1,364	3,084	3,203	1,017	22.6	31.8	7.5	103.9
4 宮城	1,838	3,387	3,487	1,147	18.4	32.9	6.2	103.0
5 秋田	1,233	3,131	3,228	1,051	25.4	32.6	8.5	103.1
6 山形	1,218	2,010	2,344	1,096	16.5	46.8	9.0	116.6
7 福島	1,941	5,664	5,850	2,082	29.2	35.6	10.7	103.3
8 茨城	2,179	5,775	6,153	1,918	26.5	31.2	8.8	106.5
9 栃木	1,604	4,037	4,061	1,627	25.2	40.1	10.1	100.6
10 群馬	1,676	3,493	3,606	1,071	20.8	29.7	6.4	103.2
11 埼玉	4,062	6,663	7,203	1,618	16.4	22.5	4.0	108.1
12 千葉	3,519	8,200	7,938	1,587	23.3	20.0	4.5	96.4
13 東京	11,477	23,078	24,093	3,802	20.1	15.8	3.3	104.4
14 神奈川	5,695	10,269	10,537	3,095	18.0	29.4	5.4	102.6
15 新潟	2,356	5,506	6,009	2,425	23.4	40.4	10.3	109.1
16 富山	1,036	3,122	2,827	864	30.1	30.6	8.3	90.6
17 石川	1,011	2,584	2,796	717	25.6	25.6	7.1	108.2
18 福井	747	1,738	1,592	539	23.3	33.9	7.2	91.6
19 山梨	764	2,476	2,460	894	32.4	36.3	11.7	99.4
20 長野	1,966	4,821	4,946	2,083	24.5	42.1	10.6	102.6
21 岐阜	1,777	2,711	2,891	1,227	15.3	42.4	6.9	106.6
22 静岡	3,138	5,531	5,940	2,684	17.6	45.2	8.6	107.4
23 愛知	5,517	10,414	10,100	2,819	18.9	27.9	5.1	97.0
24 三重	1,556	4,027	4,048	1,269	25.9	31.3	8.2	100.5
25 滋賀	908	1,888	1,693	442	20.8	26.1	4.9	89.7
26 京都	2,274	5,656	5,751	1,151	24.9	20.0	5.1	101.7
27 大阪	7,785	15,297	16,057	2,403	19.6	15.0	3.1	105.0
28 兵庫	4,734	8,350	9,313	2,475	17.6	26.6	5.2	111.5
29 奈良	958	2,074	2,073	428	21.6	20.6	4.5	100.0
30 和歌山	1,047	3,023	2,771	1,300	28.9	46.9	12.4	91.7
31 鳥取	568	1,681	1,586	519	29.6	32.7	9.1	94.3
32 島根	767	2,043	2,016	784	26.6	38.9	10.2	98.7
33 岡山	1,731	4,646	4,627	1,375	26.8	29.7	7.9	99.6
34 広島	2,478	6,302	7,303	1,976	25.4	27.1	8.0	115.9
35 山口	1,513	4,254	4,920	1,864	28.1	37.9	12.3	115.7
36 徳島	789	3,230	3,096	1,259	40.9	40.7	16.0	95.9
37 香川	915	2,469	2,645	903	27.0	34.1	9.9	107.1
38 愛媛	1,420	3,849	4,339	1,047	27.1	24.1	7.4	112.7
39 高知	786	3,352	3,371	1,352	42.6	40.1	17.2	100.6
40 福岡	4,052	15,123	15,458	5,903	37.3	38.2	14.6	102.2
41 佐賀	831	3,220	3,104	788	38.7	25.4	9.5	96.4
42 長崎	1,560	6,132	6,523	1,354	39.3	20.8	8.7	106.4
43 熊本	1,685	6,844	7,128	2,211	40.6	31.0	13.1	104.1
44 大分	1,161	3,834	4,178	1,239	33.0	29.7	10.7	109.0
45 宮崎	1,046	4,356	4,282	1,611	41.6	37.6	15.4	98.3
46 鹿児島	1,708	7,396	7,308	3,255	43.3	44.5	19.1	98.8
47 沖縄	(945)	(1,542)	(1,836)	(329)	(16.3)	(17.9)	(3.5)	(119.1)
合計	105,006	254,703	263,952	76,298	24.3	28.9	7.3	103.6

() の沖縄分は45年12月末現在で別掲

ANNUAL REPORT OF THE

Year
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900